

東広島市地域介護予防等活動応援事業補助金の概要

目的	(1) 組織設立・人材育成	(2) 介護予防・生活支援等活動	
		新規	継続(拡充)
対象事業	・新たに介護予防や生活支援等活動を行う組織の設立 ・介護予防や生活支援等活動を行う人材育成を図る取り組み ・1回につき概ね90分以上の活動 例) 介護予防や生活支援に係る人材育成に向けた講演会・研修会の開催 など	・新たな介護予防・生活支援等活動の実施 ・1か月に1回以上の定期的な活動 例) ・介護予防に資する運動やレクリエーション等の開催 ・買い物等の付添い、見守り支援、草刈り等の日常生活支援など	・現在実施している介護予防・生活支援等活動の拡充 ・1か月に1回以上の定期的な活動 例) ・現在実施している「通いの場」に加えて、食事の提供や見守り支援等を併せて実施するなど
		※趣味、娯楽、教養サークルに類する活動は対象になりません。	
活動要件	・高齢者の介護予防や生活支援等に資する事業であること ・地域住民が主体となって行う事業であること ・地域住民が主体的に活動に参加してもらえるよう積極的に周知し、活動が拡大していくよう取り組むこと		
補助団体 補助金額	住民自治協議会（同一の事業を複数の住民自治協議会が共同で実施する場合を含む）	(年 額) 補 助 額	10万円を上限
	自治会や地域のグループ、市民団体、特定非営利活動法人等		5万円を上限
補助要件	・一年度1回限り ・同一活動は、事業計画の内容(※)により対象と判断された場合、初めて交付決定を受けた年度を含め3年度まで補助が可能 （※将来的な活動のあり方・方向性について事業計画の内容を考慮し、継続して補助の対象となるか判断） ・市、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会等から、助成金その他の金銭の給付を受けるものでないこと		

東広島市地域包括ケア推進課